群馬大学ICTデータサイエンスコンソーシアムに関する協定書（案）

　群馬大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は，群馬大学ICTデータサイエンスコンソーシアムの会員として，次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　　甲と乙は，「群馬大学ICTデータサイエンスコンソーシアム設置要項」の第１に掲げる設置の主旨を遵守するものとする。

（連携事項）

第２条　　甲と乙は，「群馬大学ICTデータサイエンスコンソーシアム設置要項」の第2に掲げる事業を連携し行うものとする。

（連携の実施）

第３条　　本協定の連携事項の実施にあたり，具体的な取り決めが必要となる場合には，別途協議の上，契約等を締結するものとする。

（秘密の保持）

第４条　　甲及び乙は，本協定の連携事項の実施により知り得た情報について，守秘義務を遵守するものとする。本協定の効力が失われた後も同様とする。

２　　前項の規定にかかわらず，甲及び乙は，事前に相手方の承諾を得た場合，本協定の連携事項の実施により知り得た情報を，甲又は乙以外の者に対し提供することができるものとする。

（有効期間）

第５条　本協定の有効期間は，協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。ただし，本協定の有効期間が満了する１か月前までに，甲又は乙から書面による変更又は解約の申し出がないときは，本協定は更に１年間延長するものとし，その後も同様とする。

（協定書に定めのない事項）

第６条　本協定に定めのない事項については，甲及び乙は協議の上，これを定めるものとする。

　本協定の締結を証するため，本書2通を作成し，甲乙署名押印の上，各1通を保有する。

　　　　　　　　　　　　　　甲　　　群馬県前橋市荒牧町4丁目2番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　群馬大学ICTデータサイエンスコンソーシアム

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　　浅尾　高行　　 ㊞

乙　　　〇〇県〇〇市〇〇

〇〇〇〇〇

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　〇〇　〇〇　　　　㊞